

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所で使用する電気の供給

予定使用電力量（従量電灯）：22,050 キロワット時

（低圧電力）：15,360 キロワット時

※ 予定使用電力量は、令和4年1月から令和5年12月の使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

別添「大山普及支所で使用する電気の供給仕様書（従量電灯）」及び「大山普及支所で使用する電気の供給仕様書（低圧電力）」（以下「各仕様書」という。）による。

(3) 供給期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日まで。ただし、令和7年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

西伯郡大山町所子541-8 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては当該入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては当該入札の日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る

(6) 令和6年3月22日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

(7) 令和6年3月22日（金）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14

日付第201600115735号（令和元年7月30日改定）第5条に定める入札参加資格の要件を満たしている者であること。

3 落札者の義務

- (1) 一般送配電事業者との間に託送供給等約款に基づく契約を締結すること。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給等約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは自らの負担により行うこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、発注者と協議により行うことができる。
なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給開始日に間に合わせて供給を行うこと。

4 契約をする者

鳥取県米子市糀町1丁目160
鳥取県西部総合事務所
所長 中原 美由紀

5 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所

6 入札手続等

- (1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する担当部局

〒689-3303 西伯郡大山町所子541-8

鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所

電話 0859-53-3721

電子メール seibu_nourin@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

令和6年3月12日（火）から同月22日（金）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和6年3月12日（火）から同月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 郵便等による入札

認めない。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年4月3日（水）午前10時30分 即時開札

イ 場所

〒689-3303 西伯郡大山町所子 541-8

鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所 大会議室（2階）

7 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより6の(1)

の場所に令和6年3月15日（金）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和6年3月19日（火）までにインターネットの鳥取県西部総合事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>）により閲覧に供する。

8 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、6の(1)の場所に令和6年3月22日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格の確認を受け、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする

ア 入札参加資格確認書（様式第1号）

イ 2の(5)を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

ウ 2の(6)を証するもの（電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証明する書類の写し）

エ 2の(7)を証するもの（鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及び確認資料）

オ 各仕様書4に記載した電気の供給条件についての説明資料

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途は使用しない。

(6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

9 入札参加資格審査について

(1) 8の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年3月26日（火）までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西部総合事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年3月27日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県西部総合事務所長は、説明を求めた者に対して令和6年3月29日（金）までに書面により回答する。

10 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 入札書（様式第4-1号、又は様式第4-2号）は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、代表者が入札を行う場合は様式第4-1号の入札書、代表者から委任された代理人が入札を行う場合は様式第4-2号の入札書を使用すること。

また、封筒には、必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(3) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。

ア 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、従量電灯及び低圧電力の各仕様書に示した予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の合計金額（3年分）

(以下「入札金額」という。)を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

イ 入札金額算定内容を指定の内訳計算書(様式第5-1号及び様式5-2号)に記載し、入札書と共に提出すること。

なお、内訳計算書に基づいて算出した各月の電気料金合計額には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。

ウ 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ単一の価格とする。

エ 電力量料金単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー促進発電促進賦課金は含まないこと。

オ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を内訳計算書に記載し、その割引制度及び内訳計算書に記載した割引額の算定方法が分かる書類(任意様式)を内訳計算書と共に提出すること。

なお、割引額算定に当たり、本件公告、各仕様書及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、7の(1)に示す方法により質問書を提出すること。

(4) 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(5) 再度入札は2回とする。(初度入札と併せて3回とする。)

(6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(7) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、各仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(8) 入札後、本件公告、各仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

(10) 入札参加者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。

(11) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第3号)を6の(1)の場所(入札日にあっては6の(4)のイの場所)に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(12) 委任状及び入札書の宛名は、鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀 とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として10の(3)で入札書に記載した入札金額を3で除した額(1年分)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (3) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 1 案件に対し、入札書を2 通以上提出した入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 金額数字の不鮮明な入札
- (10) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (11) 内訳計算書(様式第5-1号及び様式5-2号)が提出されていない入札
- (12) 入札書の「入札金額」と内訳計算書(様式第5-1号及び様式5-2号)の(L)欄の各合計金額(3年分)を合計した金額が一致していない入札
- (13) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (14) 郵便等による入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

14 契約書作成の要否

要

なお、契約金額は提出された内訳計算書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価とする。

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書(様式任意)を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として年間見込額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 前各事項に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。
- (5) 11 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 6 号）を 6 の（1）の場所に提出すること。
- (6) 鳥取県議会令和 6 年 2 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 7 号）を、6 の（1）の場所に提出すること。なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。